

お知らせ

年末年始はごみ収集などがお休みです

年末年始のごみ収集休業日は、下表のとおりです。休業日にごみを出さないようお願いいたします。また、犬猫業務・し尿の汲み取り休業日は次のとおりです。

犬・猫引き取り業務

12月27日(金) ～ 1月5日(日)

し尿の汲み取り

12月28日(土) ～ 1月5日(日)

【川之江・新宮地域】

東予クリーン開発 56・3075

【三島地域】

宇摩清掃社 24・1874

四国中央クリーン 23・2227

【土居地域】

土居清掃 74・4031

マーク概要

- 日…日時
- 場…会場
- 内…内容
- 対…対象者
- 定…定員
- 持…持参品
- 募…募集期限・期間
- 申…申込方法・申込先
- 円…参加費
- 講…講師
- 備…ほかの情報
- FAX…ファクス番号
- Eメール
- 問…問い合わせ先

業務 (市内全域)	28	29	30	31	1	2	3	4	5	問い合わせ先
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
クリーンセンター (受入時間 8:00 ~ 15:30)	○	休	○	休	休	休	休	○	休	生活環境課 ごみ減量推進室 28-6015 クリーンセンター 28-6080 (※は三島のみ実施)
家庭ごみの収集	○	休	○	休	休	休	休	○	休	
紙ングハウス	休	休	休	休	休	休	休	○	休	
粗大ごみ戸別有料収集	休	休	休	休	休	休	休	※	休	
西部廃棄物最終処分場	休	休	休	休	休	休	休	休	休	港湾課 28-6036
寒川東部廃棄物最終処分場	休	休	休	休	休	休	休	休	休	

みどり清掃 74・2485
 ○12月分のし尿汲み取りの受付最終日は12月20日(金)です
 ○期間中、緊急でし尿の汲み取りが必要な場合は市役所(28・6000)へご連絡ください
 生活環境課 28・6145

市議会12月定例会のお知らせ

平成25年四国中央市議会第4回定例会は、次の日程で開催予定です。なお定例会日程は、変更される場合があります。ホームページや議会事務局でご確認ください。

12月定例会日程(予定)	
12月 3日(火)	10:00 ~ 本会議(初日)
12月10日(火)	10:00 ~ 本会議(一般質問)
12月11日(水)	10:00 ~ 本会議(一般質問)
12月12日(木)	9:30 ~ 常任委員会(総務)
	13:00 ~ 常任委員会(教育厚生)
12月13日(金)	9:30 ~ 常任委員会(環境経済)
	13:00 ~ 常任委員会(建設水道)
12月20日(金)	10:00 ~ 本会議(最終日)

議会事務局 28・6048



国民年金は万一の際の保険です

国民年金は老後の備えだけでなく、病気やケガで障がいが残った場合は障害基礎年金が、死亡された場合は遺族基礎年金が受給できます。障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるには、保険料の納付が必要です。保険料を未納にしてしまうと、万一の際に年金が受け取れない可能性がありますので、忘れずに保険料を納めましょう。なお保険料を納めることが難しい場合は、未納を防ぐためにも「免除制度」の申請をしましょう。

■障害基礎年金

国民年金加入中の病気やケガで障がいを負って働けなくなった場合、一定の障がいの状態にある間受給できます。

■遺族基礎年金

国民年金の加入者が亡くなられた場合、その方と生計が一緒だった「子のある妻」または「子」が受給できます。※子の年齢は18歳に達した日以後、最初の3月31日まで(障がいがある場合は20歳まで)

■新居浜年金事務所

0897・35・1362
 市民窓口センター
 28・6018

相談

**不動産のことならお気軽に
不動産無料相談**

日 12月12日(木) 13時～17時

場 関(社) 愛媛県宅地建物取引業協会 四国中央連絡協議会及び四国中央宅建協会(宇摩建設会館3階)
24・22235

加!! 架空請求のトラブルがまた増

はがきから電子メールに

はがきや電話などで身に覚えのない料金を請求されるという架空請求がもっとも多かったのは平成16年度で、全国で68万件に上り、社会問題になりました。それから年々減少していましたが、24年度からは再び増加に転じています。従来架空請求ははがきによるものが多かったのですが、24年度では相談の約8割が電子メールによるものと変わってきています。電子メールの場合、本人が悩んでいても家族など周囲の人がやり取りに気づくのが遅れる傾向があります。

請求の名目

「総合情報サイト利用料」「モバイルコンテンツ利用料」「有料サイト利用料」などと詳細がよくわからないデジタルコンテンツの利用料名目の請求が増えています。

また、多くの場合、具体的な金額を明記せず、「このままでは裁判や訴訟になる」「退会処理希望の方は本日に連絡ください」などと不安をあおって、請求者に連絡を取らせようとしています。

被害に遭わないために

○請求者に連絡しない、支払わない
「本日中に大至急連絡ください」などと書かれていても慌てて請求者に連絡をしてはいけません。サービスを利用していなければ料金の請求を受けても無視しましょう。「これ以上関わりたくないから」という理由でも、一度支払うとターゲットにされ次々と請求されます。決して支払わないでください。

○消費生活相談窓口相談する
支払い義務があるかどうか自分ではわからない場合や不安になった場合は、一人で悩まずに身のまわりの相談できる人やお近くの消費生活相談窓口に相談しましょう。脅迫された場合などは警察に相談しましょう。

問 市民くらしの相談課 28・6143

県消費生活センター
089・925・3700

障がいのある方へ

**障がい児者療育支援事業
相談日程**

【発達に心配がある未就園・未就学のお子さんの親子あそびと相談のひろば(ミニクラブ)】
日 週3回

※詳細は問い合わせ先へ
場 三島児童センター・川之江児童館・土居こども館

問 そうだんさぽーと(児童デイサービスほげほげ内) 22・3346

【重症心身障害児者通園事業「ひなたぼっこ」】
日 1月18日(土) 10時～15時

場 四国中央医療福祉総合学院
内 医師、看護師、理学療法士、などによる療育、ボランティア団体による音楽療法など
対 重度の身体障がい・知的障がいがある方(在宅で65歳未満)
※事前申し込みが必要

問 生活福祉課 障害者福祉係
28・6023

地域包括支援センターからのお知らせ

もの忘れタッチパネル体験 月1 実施

心配なもの忘れを早期に発見し、予防に取り組めるよう、パソコンを使ったタッチパネル式の「もの忘れ相談プログラム」を体験できます。1人5分程度で簡単にできます！※予約不要

とき 月 日 (水) : ~ :
月 日 (水) : ~ :
ところ 地域 支援センター (福祉会館 階)



もの忘れ相談 予 制無料

B 23.60
24 41!25 41
B 22日
a 2941
D
E
F

家族のいこいスペース

認知症の方を介護するご家族が集まって、お茶を飲みながら情報交換や、日頃の介護の悩みなどを話す茶話会です。介護の手を休めて、ちょっと一息つきませんか？

とき 月 日 (木) : ~ :
ところ 教 楽室 (福祉会館 階)

申請 7258

指定相談支援事業所

TEL 59-4000	TEL 22-4000	TEL 58-4000	TEL 29-4000	TEL 58-4000	TEL 28-4000	TEL 22-4000	TEL 23-4000
30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%	30%
17	17	17	17	17	17	17	17
30e	30e	30e	30e	30e	30e	30e	30e
S	S	S	S	S	S	S	S

障がい者就業支援

【障がい者の就労相談・支援】
就業に向けてのお手伝い、職場での支援、休日の過ごし方などの相談を受け付けています。また、事業所の方からの障がい者雇用に関する相談なども受け付けていますので、お気軽にご相談ください。
※来所による相談をご希望の方は、事前に電話での予約をお願いします

日 月曜日～金曜日 9時～18時
場 伊予三島商工会館1階

問 障害者就業・生活支援センター
ジョブあしすとUMA
23・6558 (ファクス兼)
jobassist@lagoon.ocn.ne.jp

ピアサポート相談
障がい者による障がい者への相談支援です。
日 毎週火曜・金曜日 10時～15時
場 伊予三島商工会館1階

問 障がいピアサポートセンター
24・0439

申請 県消費生活センター
089・926・2603

多重債務者無料相談会

県、愛媛弁護士会、県司法書士会の共催で、無料相談会を開催します。借金問題でお悩みの方、法律専門家に相談してみませんか？

日 12月19日(木)

13時30分～16時30分

場 ハローワーク松山

12月18日(水)まで

市民サロン

12月の移動市長室

12月の市民サロンは、都合によりお休みとさせていただきます。

☎ 秘書広報課 28-6003



今月の納期

- 固定資産税 3期分
- 国民健康保険料 6期分
- 後期高齢者医療保険料 6期分
- 介護保険料 6期分
- 市営住宅使用料 12月分
- 市営住宅駐車場使用料 12月分
- ※納期限 12月25日(水)
- 水道料金 11月分
- 下水道使用料 11月分
- ※納期限 12月10日(火)



12月の相談日程

相談日は変更する場合があります。事前に電話で問い合わせてください。

法律相談	問い合わせ先
12/ 4 (水) 13:00 ~ 15:00 受付	川之江文化センター1階
12/10 (火) 8:30 ~ 11:00 受付	福祉会館
12/18 (水) 13:00 ~ 15:00 受付	川之江文化センター1階
12/20 (金) 8:30 ~ 11:00 受付	福祉会館
12/25 (水) 13:30 ~ 15:30	土居福祉センター※要事前予約
1/ 8 (水) 13:00 ~ 15:00 受付	川之江文化センター1階
司法書士相談 ※要予約	
12/ 5 (木) 9:00 ~ 12:00	福祉会館
12/11 (水) 13:00 ~ 16:00	川之江文化センター1階
1/ 6 (月) 9:00 ~ 12:00	福祉会館
人権相談	
12/ 2 (月) 13:00 ~ 15:00	福祉会館
12/10 (火) 10:00 ~ 12:00	新宮公民館
12/16 (月) 10:00 ~ 12:00	土居福祉センター
1/ 6 (月) 13:00 ~ 15:00	福祉会館
年金出張相談 ※要予約	
12/ 2 (月) 10:00 ~ 15:30	福祉会館
12/ 5 (木) 10:00 ~ 15:30	川之江文化センター
12/17 (火) 10:00 ~ 15:30	福祉会館
12/19 (木) 10:00 ~ 15:30	川之江文化センター
1/ 7 (火) 10:00 ~ 15:30	福祉会館
行政相談	
12/ 2 (月) 10:00 ~ 12:00	福祉会館
12/ 9 (月) 9:00 ~ 12:00	土居庁舎1階会議室
12/10 (火) 10:00 ~ 12:00	新宮公民館
12/17 (火) 13:30 ~ 15:30	川之江文化センター2階
12/24 (火) 10:00 ~ 12:00	福祉会館
1/ 6 (月) 10:00 ~ 12:00	福祉会館
一般・消費・DV相談 (相談窓口)	
12/ 3 (火) 9:30 ~ 11:30	新宮公民館
12/ 5 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江庁舎1階相談室
12/10 (火) 9:00 ~ 11:30	土居庁舎 1階会議室
12/12 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江庁舎1階相談室
12/19 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江庁舎1階相談室
12/26 (木) 9:00 ~ 11:30	川之江庁舎1階相談室
1/ 7 (火) 9:30 ~ 11:30	新宮公民館
年中(土・日・祝日・年末年始を除く)	市民くらしの相談課
8:30 ~ 17:15	(本庁2階)

図書館 だより

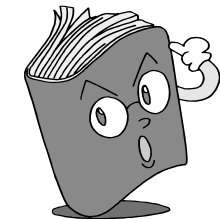
川之江図書館 28-6256
 三島図書館 28-6053
 土居図書館 28-6354
 おやこ図書館 28-6258
<http://www.kaminomachi.jp/>

図書館のイベント情報

川之江図書館
おはなしとわたのクリスマス(無料)
 日 12月15日(日) 13時30分
 出演 にとりーの、カノンほか
 対 乳幼児から
 定 100名 ※要申し込み
 募 12月7日(土) 9時
クリスマス映画会(無料)「クリスマス
マスの鐘」「マッチ売りの少女」
 日 12月21日(土) 14時~14時30分
 対 幼児から

12月の休館日
川之江・三島
 2(月)・9(月)・16(月)・23(月)・27(金)
土居図書館
 2(月)・9(月)・16(月)・23(月)・24(火)・27(金)
おやこ図書館
 2(月)・9(月)・16(月)・23(月)・28(土)
年末年始休館日
 12/29(日)~1/3(金)

各図書館のそのほかのおはなし会の日程やイベントの会場などは、紙のまち図書館のホームページまたは、各図書館にお問い合わせください！



おやこ図書館
水引でクリスマスリース作り！
 日 12月14日(土) 13時
 内 篠原啓子さん(えひめ伝統工芸士)
 対 小学生から
 定 15名 ※要申し込み
 円 材料費700円

二島図書館
きんこんかんのクリスマス会
 日 12月21日(土) 14時
 対 幼児から小学3年生まで

土居図書館
クリスマスリースを作りませんか？
 日 12月4日(水) 10時~12時
 講 眞鍋千恵子さん
 対 大人(初心者向け)
 定 20名 ※要予約

12月10日~16日は

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です！

人権・同和教育は、人々の偏見や差別意識を解消することによって、同和問題を始めとするさまざまな人権問題の解決を図ってきました。拉致問題も重大な人権侵害問題であり、1日も早い解決が望まれます。

拉致問題とは、昭和50年代に北朝鮮の工作員が複数回にわたって、多数の日本人を不当に連れ去った問題です。平成14年に5人の被害者が帰国しましたが、現在も17人が拉致被害者として政府によって認定されています。また、政府が認定した被害者以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない人たちが多くいます。

この問題は国による犯罪行為という特殊な人権問題であるため、ほかの人権問題のように人々の意識を変えるだけでは解決できない内容が含まれているのも事実です。

大切な家族や人生を奪い去った拉致問題。ある日突然連れ去られ、今も救出を待ち続けている。それがもしも、自分だったら……？自分の家族だったら……？この拉致問題の解決には、多くのみなさんの温かい支援が必要です。拉致問題という、いまだに解決していない問題がある事実に向き、関心を持ち続けることが、解決のための大切な一歩となるのです。

☎ 人権啓発課 28・6028

日 12月11日(水)
 19時30分~21時

場 川之江隣保館 28・6254

